

平成27年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見

項目	平成27年度統計法施行状況報告の内容			委員の意見
	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	
第2 1 経済関連統計の整備 (2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	○ 平成28年経済センサス-活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。	<p>平成27年度の検討状況又は進捗状況</p> <p>「事業所母集団データベース研究会」における検討などを踏まえ、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス-基礎調査の在り方については、今後、以下のとおりとする方針を平成28年2月に取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで5年に1回実施してきた経済センサス-基礎調査については、今後、企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を定期的に把握していく方法に変更する。 母集団情報の整備に当たっては、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成するとともに、地域特性に応じた特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指す。 事業所母集団情報の新たな整備方法については、平成31年度からの本格的実施を目指し、引き続き、事業所母集団データベース研究会等において具体化に向けた課題等の検討を行う。 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の検討状況を踏まえ、事業所母集団情報の整備において必要な措置を講ずる。 <p>意見① 経済センサスの中間年における事業所母集団フレームは、数多くの経済関係の統計調査で用いられており、重要な役割がある。このため、このフレーム整備の今後の方向性は、一次統計のみならず、SNAなど加工統計の品質の確保に大きな影響を与えることから、統計委員会としてこの取り組みについて把握しておく必要がある。</p> <p>意見② ＜総務省＞事業所の開業・廃業状況の経常的な把握方法の内容とその把握状況について。 —— 昨年度末諮問統計の審議（法人企業統計）で示されたように、税務データを含め、母集団情報が大きく異なる現状の要因を把握し、解消を図っていくことが重要。</p>
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、関係府省	平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。	<p>平成26年7月から産業関連統計WGにおける検討を開始し、計9回の検討を経て、平成27年4月に「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(案)」及び「売上高等の集計に係る消費税の取扱いに係る検討結果(最終報告)(案)」を取りまとめ、同年5月の各府省統計主管課長等会議において、ガイドラインを正式決定した。</p> <p>また、平成28年1月の産業関連統計WGにおいて、消費税率変更及び軽減税率導入に向けた検討方針に関する合意を得たことから、同年5月以降、具体的な検討を開始し、平成28年度末の取りまとめに向けた検討を推進する。</p> <p>＜総務省＞消費税ガイドラインの内容をご紹介いただくとともに、各種統計が、当該ガイドラインにどのように的確に対応しようとしているのか報告を求めたい。</p>
(3) サービス産業に係る統計の整備	○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	次回基準改定までに結論を得る。	<p>第3次産業活動指数（以下「3次指数」という。）は、平成27年9月に平成22年基準改定を実施し、基準時、ウェイト算定年次、業種分類及び採用系列の見直し、また再編集系列を拡充する等により、産業構造の変化に即したサービス活動の実態をより適切に反映した指数に改めるとともに、多様な分析の用途に資するものとした。基準改定後は、3次指数の分析事例を経済産業省統計HPやフェイスブック等へ定期的に掲載し、利活用促進を図っているところ。</p> <p>一方、3次指数の更なる質的な向上を目指す上では、個別業種の活動状況を適切に捉えた一次統計データの採用を増やすことが重要であるが、平成17年基準時に採用していた一次統計データの中には調査が終了となったものも存在するなど、3次指数の作成に用いる一次統計データの充実が進んでいない状況であり、更なる精度向上は難しい状況である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、基幹統計化はできないとの結論に至った。</p> <p>意見① 3次指数を基幹統計にはしないとの判断は妥当と思えます。その理由（前提となる一次統計の拡充が現時点で不十分）について説明していただくことによって、現在のわが国の統計が抱える問題点が委員会で共有される効果があると考えて、ご説明をお願いしたい。</p> <p>意見② ＜経済産業省＞サービス産業動向調査（総務省）を取り込んで、第3次産業活動指数（特に対個人サービス）の一層の充実を図る余地はないか。 —— サービス産業の包括的な把握は必要。特に、個人サービス消費の包括的な指標があることが望ましい。</p>

平成27年度統計法施行状況報告の内容					委員の意見
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成27年度の検討状況又は進捗状況	
2 分野別経済統計の整備 (4) 建設・不動産に関する統計の整備	○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。 なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。	国土交通省	平成27年度末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画において課題として挙げられた事項全体について、建築物リフォーム・リニューアル調査の調査内容の見直しを行い、平成27年11月18日に総務大臣より当該調査（一般統計調査）の変更承認を受け、平成28年度から見直し後の調査を実施する予定である。 見直し内容については、①建設総合統計等へ反映するため、改装・改修工事（建設投資部分）と維持・修理工事（消費部分）に項目を分けて投資額の把握を行うこととした。②CO2削減等環境負荷低減など住宅施策等の適切な推進に寄与するため、省エネルギー工事の部位別工事内容についての投資額の把握を行うこととした。③建築物リフォーム・リニューアル調査と建築着工統計調査との重複部分を把握するため、建築工事届提出の有無についての項目を追加することとした。 なお、国民経済計算等への反映については、見直し後の調査により得られるデータの蓄積が必要であることから、遡及推計及び反映時期等の具体的事項について、引き続き内閣府と調整を行う予定である。 	<p><国土交通省>建築物リフォーム・リニューアル調査の見直し内容の詳細について。 —— 現状、GDP統計に十分に組み込まれていない建築物リフォームの投資額の把握は極めて重要。経済財政諮問会議（2015年10月16日）における麻生議員の「基礎統計の更なる充実について」でも指摘されている。</p>
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。	文部科学省	平成27年度末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度において、厚生労働省が実施する21世紀出生児縦断調査のうち平成13年出生児に係る縦断調査を当省と厚生労働省との共管調査として継続実施できるかについて検討と調整を行ったところ。 文部科学省としては、縦断調査は教育の効果等を測定できる貴重な統計調査になると認識しているため、平成13年出生児に係る縦断調査を文部科学省が実施主体（厚生労働省と共管）となり、引き続き、実施体制の整備や具体的な調査計画の策定を行うことで、平成29年1月から実施することとした。 	<p>意見① この縦断調査は、出生児の成長過程を追跡する縦断調査として重要な意義があり、統計委員会では、平成26年度統計法施行状況の検討の結果、これについて意見を文部科学大臣に提出している。統計委員会として、この調査のその後の企画・実施の状況について把握しておく必要がある。</p> <p>意見② 説明を求める内容： ・実施主体と厚労省から文科省へと変更することによって、パネル調査としての連続性を保持できるか。その際、具体的にどのような方策をとるのか。 ・対象子の発達段階から、対象客体と回答（保護者、一部対象子）との回答のずれや、精度の確保、個人情報の保護、調査実施間隔、等が課題となる。具体的にどのような方策をとるのか。</p> <p>理由： ・21世紀出生児縦断調査は、ライフコースの視点から子どもの発達過程を個人水準で捉えることを目的に、ようやく開始された追跡パネル法による縦断的な統計調査であり、その継続はきわめて重要である。 ・とはいえ、今般、調査客体が高校生となるにあたり、これまで同様に保護者にも回答を求めるか等を含め、調査の継続性と発達段階に応じた対応の両面を含む工夫が必要と考える。とくに、高校生の進路等に関しては、子どもと保護者との、日常的な認識のずれなどを前提にする必要がある。また本調査によって、世帯内での対立・葛藤等が惹起されることは避けねばならない。さらに、毎年の調査実施についても、発達段階に即してその意義を再確認する必要がある。 ・1960年代からNCDS等で追跡パネル調査実績のある英国等での手法などを、参照する必要がある。</p>

平成27年度統計法施行状況報告の内容					委員の意見
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成27年度の検討状況又は進捗状況	
第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「事業所母集団データベース研究会」における検討などを踏まえ、企業組織構造の変化を経常的に確認する方法については、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス-基礎調査において、以下のとおり実施するものとする方針を平成28年2月に取りまとめた(平成31年度から実施予定)。 主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業者数などの企業活動状況に関する基本的事項を経常的に把握する。 これを効率的かつ効果的に行うプロファイリング活動として、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して専任の担当職員を当て、企業等の中核的な情報や組織構造を把握するとともに、このための人材育成及び体制整備を行う。 	<p><総務省>事業所の開業・廃業状況の経常的な把握方法の内容とその把握状況について。</p> <p>—— 昨年度末諮問統計の審議(法人企業統計)で示されたように、税務データを含め、母集団情報が大きく異なる現状の要因を把握し、解消を図っていくことが重要。</p>
4 統計データの有効活用の推進 (2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 統計データの高度利用のため、API機能を平成26年10月31日からe-Stat上に付加し、また、試行段階での利用者からの意見等を反映し、27年1月30日から開発ガイドや開発サンプル、FAQ等をサイトに追加提供し、利用者の利便性向上を図った。統計GISの充実については、平成27年1月20日からe-Stat上の統計GISに「地図による小地域分析(jSTATMAP)」を追加して機能を強化し、タブレット版の提供も開始した。 さらに、平成27年度には、福井県、福井県内全市町及び独立行政法人統計センターと連携して、統計データをLOD形式で提供する「オープンデータモデル事業」を実施した。本モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、平成28年度にLOD等のデータ提供の実施や手引き書の策定等を行う。 	<p>意見①</p> <p>e-statの利便性の向上は重要なテーマである。誰もが合意する簡単な解決がないと思うが、しかし使いがってを改善することは大変重要である。定期的に利用者との対話をはかり、利用の利便性を上げることの意義は大きい。</p> <p>たとえば統計報告書の巻末についているクロス集計がされているかどうかの表と表番号がわかるとよりわかりやすくなるはずだがこうしたものはついていない。</p> <p>利用者満足度の調査をするとあるが、その結果はどうだったのだろうか。利用の利便性の改善については、たとえばフォーカスグループの実施が簡便でありかつ有効である。主な利用者を集める。たとえば県市町村担当者、学生、研究者など想定される利用者グループに分けて6人程度づつ集め、これまでの利用状況を聞いたうえで、30分程度使ってもらったのちに使い勝手について議論してもらおう。その中で可能な改善について実施する。このような満足度調査の結果は公表するのが良い。外部の目で見ってもらうことが重要と考える。</p> <p>意見②</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」のP27に、「政府統計共同利用システムの情報提供機能については、利用者のニーズを踏まえた改善を図る」とある中で、産業界の中からは「e-Statでは府省毎にデータの表示方法が異なり、使いづらい」との声もあり、この点での改善に向けた検討が行っていただけるのかどうかをご教示いただきたい。</p> <p><例> 経団連「公的統計の改善に向けた提言」(2016.4.19)より厚生労働省『毎月勤労統計』、『一般事業紹介状況』</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給与総額等の時系列データのExcelファイルにおいて、データが年ごとに分かれた形式で表示されており、一貫してつながった形での時系列データとなっていない。このため、グラフを作成する際などには、利用者側でデータをつなぐ作業を行う必要がある。